

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

隔週水曜日発行

第877号

人権擁護委員はあなたの身近な

相談パートナーです。

人権擁護委員をご存知ですか。地域の住民の皆さんの人権が侵害されないように絶えず見守り、もし、人権が侵害されたときには法務局と連携して救済のための適切な措置を採ることも、人権尊重思想をご理解いただくための活動を行うことを使命としています。

家庭、学校、職場、地域社会などでの困りごとや悩みごとは、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。費用は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

人権擁護委員は、次の方々です。

本山町吉野 川村 泰久

本山町下関 永野 栄一

献血のお知らせ

9月の献血には58名の皆様にご協力を頂きまして、ありがとうございました。
今回も、よろしくお願ひします。

実施日時】 12月24日(火)

午前10時～午後1時 午後2時～4時

場 所】 保健センター

対象者】 次の条件にかなう人

◎ 年齢16才～69才の人

◎ 体重が、男45キログラム・女40キログラム以上の人

◎ 前回の献血から4週間以上たっている

◎ ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認める人

◎ 出血を伴う歯科治療、歯石除去を含む)をしつけない人

◎ 今までに輸血や臓器移植を受けていない

◎ 現在妊娠中、または授乳中でない人、この6カ月間に出産、早産産していない人

献血量】 400ミリリットル

または200ミリリットル

400ミリリットル献血ができる人は、年齢18才以上、男性のみ17歳以上、男女とも体重50キログラム以上、前回の献血から男12週間、女16週間以上たっていること等条件にかなう希望者です。

※ 献血者等の安全確保のため、献血をお断りする場合があります。

お問い合わせ先】

保健福祉センター 電話 70-1060

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

お問い合わせ先】

12月28日・1月4日の西土曜日の

診療について 嶺北中央病院

嶺北中央病院では、12月28日・1月4日の西土曜日の午前中、内科と外科系の医師各1名による診療を行います。

診察時間】 8時30分～12時15分

受付は11時30分まで

※急病の方は夜間・休日も診療しています。

お問い合わせ先】

本山町立国保嶺北中央病院

電話 76-2450

窓口便り 11月末

人口総数 3,807人

男 1,815人 女 1,992人

前月比 2人減

世帯数 1,876世帯 前月比 2世帯増

前年度11月末現在人口 3,877人

出生 0人 男 0人 女 0人

死亡 4人 男 3人 女 1人

お名前 世帯主 年齢 地区

植山 昇吾 本 77歳 五区

西村 眞一 本 71歳 五区

永野 繁利 本 93歳 上関

澤田 生龜 本 91歳 北山東

犬の飼い主の皆様へ

最近、迷い犬が増えています。
犬はしないで飼いましょ。
犬自身の危険もたくさんあります。同時に、排泄物の後始末は飼い主の責任です。
※マナーを守り迷惑がからないようにしましょ。

犬猫のフン害の苦情について

道路や公園、他人の土地など、どこかまわす犬猫のフンが放置され、苦情が発生しています。フンの放置は、とても不衛生で、みんなが不快に感じています。
道路や公園などは、犬や猫のトイレではありません。自宅の敷地内で排泄させる習慣をつけさせてください。
〇しつけは飼い主の責任です。
〇犬猫のフンは、飼い主が責任を持って必ず片付けてください。

※日本で最も美しい村「くまのわしい町」になるため、飼い主の皆様の日々の責任のある行動をお願いします。
お問い合わせ先】
保健福祉センター 70-10000



～南国税務署からのお知らせ～

平成26年1月から、記帳・帳簿等の

保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方、所得税の申告の必要がない方を含みます。(1)について、平成26年1月から同様に必要となります。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ ktdp://www.nta.go.jp に掲載されていますので、ご覧ください。

お問い合わせ先】
南国税務署 個人課税第1部門 個人課税担当
代表電話番号 0888-8003-3215
自動音声で案内しています。案内に従って「2」番を選択してください。南国税務署の代表電話番号が異なります。

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。相談は、委員の目でも受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽に「相談ください」。

〇日時 12月19日(木) 午前10時～正午
〇場所 役場 隣町民相談室
お問い合わせ先】
行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町本山313番地08

電話 76-22007

交通事故被害者の家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対策機構では、育成資金の貸付、介護料の支給や該当される児童に友の会活動を行っています。

育成資金の貸付】

自動車事故が原因で保護者が亡くなった方、重い後遺障害を残すこととなった家庭、生活困難家庭)の児童を対象に、中学校卒業まで、無利子で育成資金をお貸ししています。

〇金額／時金 15万5千円
入学支度金 4万4千円
月額 2万円

介護料の支給】

自動車事故が原因で、重度の後遺障害が残り、介護が必要な方に支給しています。
〇金額／月額約3万円～13万円
※重度後遺障害の程度による

友の会入会】

育成資金の貸付、介護料の支給に該当された世帯を友の会活動や交流会にご招待いたします。
〇体験旅行、コンテスト、書道、絵画、写真他)、交流会、間伐体験、クリスマス会等)

お問い合わせ先】

独立行政法人 自動車事故対策機構
高知市南ノ丸町5-17 高知県トラック会館内
電話 0888-8003-1817